（規模の基準）

第十条　法第十条第一項第一号の国土交通省令で定める各戸の床面積の規模は、二十五平方メートルとする。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める基準によることができる。

一　既存住宅である場合（第三号に掲げる場合を除く。）　十八平方メートル

二　次条第二号イただし書に規定する場合（次号に掲げる場合を除く。）　十八平方メートル

三　既存住宅であって次条第二号イただし書に規定する場合　十三平方メートル

四　居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を賃借人が共同して利用する場合　国土交通大臣が定める基準

（構造及び設備の基準）

第十一条　法第十条第一項第二号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　次のいずれにも該当すること。

イ　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）若しくは建築基準法又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定（ロ(1)及び(2)に規定するものを除く。）に違反しないものであること。

ロ　次のいずれかに該当すること。

(1)　耐震関係規定に適合するもの又はこれに準ずるものであること。

(2)　第九条第五号ただし書に規定する場合にあっては、耐震改修の工事の完了後において耐震関係規定に適合するもの又はこれに準ずるものとなること。

二　（略）

（入居を受け入れることとする住宅確保要配慮者の範囲の基準）

第十二条　法第十条第一項第三号の国土交通省令で定める基準は、特定の者について不当に差別的なものでないこと、入居を受け入れることとする者が著しく少数となるものでないことその他の住宅確保要配慮者の入居を不当に制限しないものであることとする。

（賃貸の条件に関する基準）

第十三条　法第十条第一項第四号の国土交通省令で定める基準は、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の家賃の額が、近傍同種の賃貸住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められるものであることとする。

（都道府県賃貸住宅供給促進計画で定める事項）

第十四条　都道府県は、国土交通大臣が定める基準に従い、市町村賃貸住宅供給促進計画が定められている市町村の区域以外の区域について、都道府県賃貸住宅供給促進計画で、第十条及び第十一条第二号の基準を強化し、又は緩和することができる。

（市町村賃貸住宅供給促進計画で定める事項）

第十五条　市町村は、国土交通大臣が定める基準に従い、市町村賃貸住宅供給促進計画で、第十条及び第十一条第二号の基準を強化し、又は緩和することができる。

第十六条・第十七条　（略）

（規模の基準）

第十一条　法第十条第一項第一号の国土交通省令で定める各戸の床面積の規模は、二十五平方メートル（次条第二号イただし書に規定する場合にあっては、十八平方メートル）とする。ただし、居間、食堂、台所その他の居住の用に供する部分を賃借人が共同して利用する場合にあっては、国土交通大臣が定める基準によることができる。

（新設）

（新設）

（新設）

（構造及び設備の基準）

第十二条　法第十条第一項第二号の国土交通省令で定める基準は、次の各号に掲げるものとする。

一　次のいずれにも該当すること。

イ　消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）若しくは建築基準法又はこれらの法律に基づく命令若しくは条例の規定（ロに規定する規定を除く。）に違反しないものであること。

ロ　次のいずれかであること。

(1)　耐震関係規定に適合するもの又はこれに準ずるものであること

(2)　第十条第五号ただし書に規定する場合にあっては、耐震改修の工事の完了後において耐震関係規定に適合するもの又はこれに準ずるものとなること

二　（略）

（入居を受け入れることとする住宅確保要配慮者の範囲の基準）

第十三条　法第十条第一項第三号の国土交通省令で定める基準は、特定の者について不当に差別的なものでないこと、入居することができる者が著しく少数となるものでないことその他の住宅確保要配慮者の入居を不当に制限しないものであることとする。

（賃貸の条件に関する基準）

第十四条　法第十条第一項第四号の国土交通省令で定める基準は、賃貸住宅の入居者の家賃の額が、近傍同種の住宅の家賃の額と均衡を失しないよう定められるものであることとする。

（都道府県賃貸住宅供給促進計画で定める事項）

第十五条　都道府県は、国土交通大臣が定める基準に従い、市町村賃貸住宅供給促進計画が定められている市町村の区域以外の区域について、都道府県賃貸住宅供給促進計画で、第十一条及び第十二条第二号の規定による基準を強化し、又は緩和することができる。

（市町村賃貸住宅供給促進計画で定める事項）

第十六条　市町村は、国土交通大臣が定める基準に従い、市町村賃貸住宅供給促進計画で、第十一条及び第十二条第二号の規定による基準を強化し、又は緩和することができる。

第十六条の二・第十六条の三　（略）